

国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札実施に関する落札者決定基準

(工事件名：国分寺市立第三小学校プール解体工事)

【工事業種：建築工事または一般土木工事】

令和7年4月23日 決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札実施に関する要綱（平成25年要綱第12号。以下「実施要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、総合評価競争入札を実施する際の落札者決定基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、実施要綱において使用する用語の例による。

(評価基準等)

第3条 技術評価における評価項目、評価基準及び配点は、実施要綱第4条第2項に規定する識見者の意見を聴取したうえで定めるものとする。

(評価の方法)

第4条 実施要綱第8条に規定する総合評価値は、入札参加者について、次の計算式により算定するものとする。

$$\text{総合評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(価格評価点の算定方法)

第5条 実施要綱第8条に規定する価格評価点は、次の計算式により算定するものとする。

この場合において、計算式により算出した総合評価点は、小数点第2位までとし、第3位を四捨五入するものとする。

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

(技術評価点の算定方法)

第6条 実施要綱第8条に規定する技術評価点は、入札参加者から提出された評価項目算定資料について、別表により算定するものとする。

2 前項に規定する技術評価点は、実施要綱第6条に規定する評価項目算定資料を提出した入札参加者に与えるものとする。

3 共同企業体の技術評価点は、企業の技術力については共同企業体を代表する者を採点し、企業の信頼性・社会性については、共同企業体を構成する事業者の中で評点の合計点が最も高い事業者を採点する。

別 表（第6条関係）

評価分類	評価視点	評価項目	評価基準	基準別 配点	視点別 配点
企業の技術力					
	企業の施工能力	工事成績 ※直近3件の同種工事実績の平均点	80点以上	5	
			75点以上80点未満	4	
			70点以上75点未満	3	
			65点以上70点未満	2	
			60点以上65点未満	1	
			60点未満または該当案件なし	0	
		施工実績 ※過去5年間における官公庁実績（CORINS登録工事） ※同種かつ予定価格の8割以上の実績	実績あり（複数）	5	
			実績あり（1件）	2	
			実績なし	0	
		品質管理 ※ISO9001の取得状況	取得済み	1	
			未取得	0	
	配置予定技術者の能力	監理技術者又は特例監理技術者の保有資格	1級技術者	3	
			2級技術者	2	
			その他の技術者	1	
			上記以外の者	0	
		監理技術者又は特例監理技術者の施工実績 ※過去5年間における官公庁実績（CORINS登録工事） ※主任(監理)技術者・現場代理人としての実績（途中交代した工事を除く）	同種かつ同規模以上の実績あり	2	
			同規模以上の実績あり	1	
			上記以外	0	
企業の信頼性・社会性					
地域精通度	競争入札参加資格の登録営業所所在地	市内に本店あり	2		
		市内に支店・営業所あり	1		
		市外	0		
地域貢献	市内下請けの利用又は市内事業者の自社施工 ※市外事業者が達成する場合、1点を加点	【市外】市内事業者への下請金額が30%以上	3		
		【市内】自社施工又は市内事業者への下請金額が30%以上	2		
		上記以外	0		
	市との防犯協力 ※過去3年間における「防犯パトロール」や「子ども110番の家」の登録	登録あり	1		
		登録なし	0		
	市との除雪協力 ※締結している団体の構成員である場合も含む	協定締結あり	1		
		協定締結なし	0		
	市との防災協定 ※締結している団体の構成員である場合も含む	協定締結あり	2		
		協定締結なし	0		
	緊急工事等の契約実績 ※過去5年間における本市との契約実績	契約実績あり	1		
		契約実績なし	0		
	消防団活動実績 ※国分寺市消防団員の雇用実績	雇用実績あり	1		
		雇用実績なし	0		
環境配慮	ISO14001又はエコアクション21の取得状況	取得済み	1		
		未取得	0		
社会貢献	障害者雇用の取組み ※障害者手帳又は愛の手帳（同様のものを含む）所持者の雇用状況	雇用あり	1		
		雇用なし	0		
	高年齢者雇用の取組み ※65歳以上の雇用状況	雇用あり	1		
		雇用なし	0		
	男女平等及び男女共同参画への取組み ※育児・介護等の休暇制度等の有無	制度あり	1		
		制度なし	0		
	ボランティア活動への参加又は取組み ※過去3年間における活動実績	活動実績あり	1		
		活動実績なし	0		
労働環境	経営事項審査結果通知書のうち以下の項目の合計点数が30以上 ・雇用保険加入の有無 ・健康保険加入の有無 ・厚生年金保険加入の有無 ・建設業退職金共済制度加入の有無 ・退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 ・法定外労働災害補償制度加入の有無	30点以上	1		
		30点未満	0		
申請内容の品質保持	評価項目における申請内容の品質維持の達成状況 ※過去3年間における本市実績	未達成履歴あり	-3		
		未達成履歴なし	0		

*過去〇年間の起算方法や、詳細の説明等については、評価基準説明書を参照してください。

I 企業の施工能力について

(工事成績評価点の算定方法)

- 1 工事成績評価点は、配点を5点とし、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

工事成績評定点の平均	工事成績評価点
80点以上	5点
75点以上80点未満	4点
70点以上75点未満	3点
65点以上70点未満	2点
60点以上65点未満	1点
60点未満または該当案件なし	0点

- 2 工事成績評定点の平均は、国分寺市（以下「市」という。）が発注した契約金額500万円以上の工事において、当該公表案件の公表日の属する年度及びその前5年度内に完了した工事のうち、最直近3件の工事成績評定点の平均とし、算定した数に少数点以下の端数が生じた場合には、第1位を四捨五入するものとする。ただし、最直近の件数が3件に満たない場合は、不足する工事件数1件につき、60点として算定するものとする。なお、該当する案件がない場合は0点とする。
- 3 前項の工事完了日が同日の場合は、工事成績評定点が最も高い点のものから並び替え、工事成績評定点の高いものから評価に使用するものとする。
- 4 工事成績評価点算定の対象は、当該公表案件と同業種とすることを原則とし、異なる業種を対象とする場合は、当該公表案件の公表時に指定するものとする。

(施工実績評価点の算定方法)

- 1 施工実績評価点は、配点を5点とし、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

施工実績	施工実績評価点
複数の実績あり	5点
1件のみ実績あり	2点
実績なし	0点

- 2 施工実績の対象となる工事は、以下のすべてを満たす案件とする。
- (1) 官公庁が発注した契約金額500万円以上の工事において、当該公表案件の公表日の属する年度及びその前5年度内に完了した工事で、C O R I N S に竣工登録された工事
- (2) 当該公表案件と同業種（又は当該公表案件の公表時に指定する業種）の工事
- 3 前項に該当する実績が、複数件ある場合は5点、実績が1件のみの場合は2点とする。

(品質管理評価点の算定方法)

品質管理評価点は、配点を1点とし、I S O 9001の認証を取得している場合は1点とする。

II 配置予定技術者の能力について

(配置予定技術者の保有資格評価点の算定方法)

- 1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 1級技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに規定する者をいう。
 - (2) 2級技術者 建設業法第27条第1項に規定による技術検定その他の法令に規定する試験に合格した者又は他の法律の規定による免許若しくは免状を交付された者のうち、同法第7条第2号ハに該当するもののうち、法律によるイに規定する者をいう。
 - (3) その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに規定する者で1級技術者及び2級技術者以外のものをいう。
- 2 配置予定技術者の保有資格評価点は、配点を3点とし、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

配置予定技術者の保有資格	保有資格評価点
1級技術者	3点
2級技術者	2点
その他の技術者	1点
上記以外	0点

- 3 保有資格評価点は、配置予定技術者が、当該公表案件の建設業法上の業種について、1級技術者の場合は3点、2級技術者の場合は2点、その他の技術者の場合は1点とする。この場合において、配置予定技術者が複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。
- 4 当該公表案件の工事完了まで配置予定技術者を変更することはできない。ただし、配置予定技術者の死亡等、市がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。この場合において、変更後の技術者の保有資格評価点は、変更前の技術者の保有資格評価点以上でなければならない。

(配置予定技術者の施工実績評価点の算定方法)

- 1 施工実績評価点は、配点を2点とし、次の表の左欄に掲げる施工実績の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

配置予定技術者の施工実績	施工実績評価点
同種かつ同規模以上の実績あり	2点
同規模以上の実績あり	1点
上記以外	0点

- 2 施工実績の対象となる工事は、CORINS登録工事とし、現場代理人若しくは監理（主任）技術者として関わったものを評価する。ただし、途中交代したものは除く。
- 3 施工実績は、官公庁が発注した契約金額500万円以上の工事において、当該公表案件の公表日の属する年度及びその前5年度内に完了した工事で、CORINSに竣工登録された工事のうち、当該公表案件と同種かつ契約金額が同規模以上の施工実績がある場合は2点、契約金額が同規模以上の施工実績がある場合は1点とする。

Ⅲ 地域精通度について

(登録営業所所在地評価点の算定方法)

- 1 登録営業所所在地評価点は、配点を2点とし、次の表の左欄に掲げる保有資格の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

営業所所在地	登録営業所所在地評価点
市内に本店あり	2点
市内に支店・営業所あり	1点
市外	0点

- 2 登録営業所所在地とは、国分寺市契約事務規則第35条第1項の規定により資格審査サービスに登録された事業者の本店所在地（代理人を置く場合は、代理人所在地）をいう。
- 3 市内における本店については申請時において1年以上、市内における支店及び営業所においては3年以上の期間、継続的に契約締結の権限を有する代表者又は代理人を置いていること。また、本店から支店又は営業所、支店又は営業所から本店に変更した場合の取扱いについては、前者の場合は本店からの年数を継続し、後者の場合は本店に変更した時点からの年数とする。

Ⅳ 地域貢献について

(市内下請け利用又は市内事業者の自社施工評価点の算定方法)

市内事業者とは、市に本店・支店・営業所を有する者をいう。

市内事業者下請け利用評価点は、配点を2点とし、評価項目算定資料として下請け事業者予定一覧を提出させ、市内事業者が自社施工又は市内事業者への下請け金額が契約金額の30%以上であることが確認できた場合は2点とする。なお、市外事業者においては、市内事業者への下請け金額が契約金額の30%以上であることが確認できた場合は3点とする。

(防犯協力評価点の算定方法)

防犯協力評価点は、配点を1点とし、当該案件の公表日の属する年度及びその前3年度内のうちに、市に「防犯パトロール」や「子ども110番の家」について登録があることが確認できた場合は1点とする。

(除雪協力評価点の算定方法)

除雪協力評価点は、配点を1点とし、市と市内道路等の除雪要請時に除雪作業を行う協定を締結している又は締結している団体の構成員であることが確認できた場合は1点とする。

(防災協定評価点の算定方法)

防災協定評価点は、配点を2点とし、市と防災協定を締結している又は締結している団体の構成員であることが確認できた場合は2点とする。

(緊急工事等の算定方法)

緊急工事等の評価点は、配点を1点とし、市と締結していることが確認できた場合は1点とする。契約の種類は、道路維持工事や道路付属物等の修繕を対象とする。

(消防団活動の算定方法)

消防団活動実績の評価点は、配点を1点とし、国分寺市消防団員を雇用していることが確認できた場合は1点とする。

V 環境配慮について

(環境配慮評価点の算定方法)

環境配慮評価点は、配点を1点とし、ISO14001又はエコアクション21の認証を取得していることが確認できた場合は1点とする。

VI 社会貢献について

(障害者雇用評価点の算定方法)

障害者雇用評価点は、配点を1点とし、障害者を労働者として雇用していることが確認できた場合は1点とする。

(高年齢者雇用評価点の算定方法)

高年齢者雇用評価点は、配点を1点とし、満65歳以上の者を労働者として雇用していることが確認できた場合は1点とする。

(男女平等及び共同参画評価点の算定方法)

男女平等及び共同参画評価点は、配点を1点とし、育児・介護等の休暇制度を整備していることが確認できた場合は1点とする。

(ボランティア活動評価点の算定方法)

ボランティア活動評価点は、配点を1点とし、当該案件の公表日の属する年度及びその前3年度内のうちに、次に挙げる項目に該当するボランティア活動を事業所として行ったことが確認できた場合は1点とする。

①経済の振興に関する活動

②文化・環境に関する活動

③教育に関する活動

④雇用に関する活動

⑤治安・安全・防災に関する活動（上記Ⅳの防犯協力、除雪協力及び災害協定に基づく活動以外の活動）

⑥保健・医療・福祉に関する活動

VII 労働環境について

(制度等加入評価点の算定方法)

制度等加入評価点は、配点を1点とし、経営事項審査結果通知書の「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」に掲げる項目のうち次の6項目（令和5年1月经審改正前の経営事項審査を受けた場合は「労働福祉の状況」）の点数が30点以上であることが確認できた場合は1点とする。

- ①雇用保険加入の有無
- ②健康保険加入の有無
- ③厚生年金保険加入の有無
- ④建設業退職金共済制度加入の有無
- ⑤退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無
- ⑥法定外労働災害補償制度加入の有無

VIII 申請内容の品質保持

（品質保持達成評価点の算定方法）

品質保持達成評価点は、同種案件における過去3年間の本市実績において、請負者が技術評価において加点された評価項目の一部又は全部について、加点に至った評価基準を満たすことができなかった履歴がある場合には、その配点を－3点とする。

未達成履歴がない場合は、0点とする。